

令和4年3月16日 福島県沖地震 被災者支援のお知らせ

令和4年4月

このたびの、令和4年3月16日 福島県沖地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

この「被災者支援のお知らせ」は、被災された方々が一日も早く安全・安心な生活を再建できることを願い、そのための支援制度をまとめたものです。

詳しくは、各支援制度担当課または最寄りの総合支所担当課にお問い合わせください。

※現在 被災判定調査中であり、被害状況が確定していないため、支援制度の内容については今後変更する場合があります。

も く じ	◇ 「被災証明書」について ◇ 「被災証明書」について	p. 1
	1. 経済・生活面の支援	
	(1) 見舞金	
	■ 災害見舞金	p. 2
	(2) 当面の生活資金や生活再建の資金	
	■ 生活福祉資金の貸付	p. 2
	■ 生活安定資金の貸付	p. 2
	(3) 子どもの養育支援	
	■ 奨学資金償還金の償還猶予	p. 3
	(4) 税金の猶予や保険料の免除	
■ 市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予	p. 3	
■ 国民年金保険料の免除	p. 3	
■ 介護保険料の徴収猶予	p. 4	
(5) 水道料金・下水道使用料の減免		
■ 水道料金・下水道使用料の減免	p. 4	
2. 住まいの確保・再建のための支援		
■ 住宅の応急修理	p. 5	
■ 宅地等の災害復旧費用の助成	p. 5	
■ 市営住宅の一時使用料の免除	p. 6	
■ 住宅補修費等の助成	p. 6	
■ 災害ごみの処理手数料の免除	p. 6	

「り災証明書」について



「り災証明書」の被害判定区分によって支援内容が異なる場合がありますので、被害判定区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）をお確かめのうえ、各制度の内容をご確認願います。

◆被害状況調査

被害状況調査は、栗原市が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づいて、建物の所有者等からの依頼を受け、建物の損傷の程度及び状況を調査し、被害の程度を判定します。

まだ、「り災証明書」発行のための被害状況調査がお済でない方は、速やかに調査申請を行ってください。

◆申請期限 令和4年4月22日まで

◆申請先

税務課、または各総合支所市民サービス課

◆手数料 無料

◆申請に必要なもの

- 被害状況がわかる写真や修繕の見積書など
- 身分証明書（運転免許証など）

◆被害判定の区分

災害による住家の被害判定については、被害状況調査を実施し、次の区分により判定します。

住家の被害判定区分

被害判定区分	被害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上
中規模半壊	30%以上
半壊	20%以上
準半壊	10%以上
一部損壊	10%未満

「被災証明書」について



被災証明書は、住家以外のもの（店舗、作業場、ブロック塀、家財、車など）で、災害による被害があった事を証明する書類です。

◆受付開始 令和4年3月18日から

◆申請先 各総合支所市民サービス課

◆申請方法 各総合支所市民サービス課窓口に備え付けの「被災証明願」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

◆手数料 無料

◆申請時に必要なもの（次の3つのうち、いずれか）

1. 被害状況がわかる写真
2. 被害状況がわかる関係書類（修理に伴う見積書・領収書など）
3. 被害状況の「申立書」（上記1と2を提示できない場合に使用）

※申請時には運転免許証などの身分証明書を持参願います。

※法人所有物などの被害については、法人名及び代表者印での申請をお願いします。

※市に住民登録していない人が市内で被災した際の申請は、問い合わせください。

1. 経済・生活面の支援

(1) 見舞金

災害見舞金が支給されます



市民生活部社会福祉課 ☎22-1340
各総合支所市民サービス課

◆災害見舞金とは

災害を起因として、下記に該当する方に、損害等の割合に応じて見舞金を支給するものです。

◆対象となる方は

市内に住所を有し、かつ現に居住している方

1. 居住する住宅が損壊した世帯
り災証明により、全壊または半壊以上となった方
2. 亡くなられた方の遺族
3. 30日以上入院をした方またはその家族

※該当される方には、随時連絡します。
(傷病については事前にご相談願います)

◆支給額は

- 全壊：1世帯につき 10万円
- 大規模半壊：1世帯につき 5万円
- 半壊：1世帯につき 3万円
- 死亡：1人につき 30万円
- 負傷者（30日以上入院療養の場合）
：1人につき 5万円

◆申出に必要なもの

災害を起因とした傷病の場合のみ、30日以上入院期間を確認できる書類

(2) 当面の生活資金や生活再建の資金

生活福祉資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障害がある方や高齢者が同居する世帯に対し、低利子または無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

災害により被害を受けた低所得者世帯（市町村住民税非課税世帯）、障害者世帯、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯）

◆貸付限度額 150万円
(福祉費、災害臨時費の場合)

◆利率 保証人あり：無利子
保証人なし：1.5%

◆返済期間は 7年以内
据置期間：貸付金交付後6か月以内

◆申請に必要なもの

申込書、世帯全員分の住民票謄本、本人確認書類、収入確認書類、その他（官公署が発行するり災証明書または被害証明書等）

◆申請期間は 随時受付します。

生活安定資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活安定資金貸付制度とは

所得の少ない世帯に対し、無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

市内に居住する低所得者で、1年以上市内に居住する世帯（被保護世帯を含む）

◆貸付限度額 5万円（特に認めた場合7万円）

◆利率 無利子・無担保

◆返済期間は 1年以内（据置期間2か月）

◆申請に必要なもの

申込書、市内に居住する保証人1名及び民生委員の面談が必要です。

◆申請期間は 随時受付します。

(3) 子どもの養育支援

奨学資金償還金の償還を猶予します



教育部教育総務課
☎42-3511

◆奨学資金償還金の償還猶予とは

下記の「対象となる方」の奨学資金の償還を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、所有または居住する住宅が被害を受け、奨学資金の償還が困難な奨学生

◆猶予される期間は

各月納入期限から1年以内

◆申請に必要なもの

申請書、り災証明書(写)

◆申請期間は

令和5年3月31日まで

(4) 税金の猶予や保険料の免除

市県民税、固定資産税、国民健康保険税を徴収猶予します



総務部税務課
☎22-1121

◆市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予とは

下記の対象となる方の市税の徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、財産に相当な損害を受け、または収入が減少したことにより市税を納付することができないことが申請により認められた方

◆申請期限は

各税の納期限前まで

◆猶予される期間は

申請された日から原則1年以内です。

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑
被害を証明する資料(見積書など)
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料(帳簿など)

国民年金保険料を免除します



各総合支所市民サービス課、またはお近くの年金事務所(古川年金事務所 ☎0229-23-1200)

◆災害による国民年金保険料の特例免除とは

下記の条件を満たす方の国民年金保険料が、申請に基づき全額免除されるものです。

◆対象となる方は

被災により、国民年金保険料の納付が困難になったとき、次の特例免除が適用される条件を満たす国民年金第1号被保険者(注1)

○特例免除が適用される条件 被保険者、世帯主、配偶者等が所有する住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑等が流出、全壊、半壊、土砂流入等の被害を受け、その被害がもっとも大きい財産にかかる被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額は除きます)が、その価格のおおむね2分の1以上であるとき

◆申請期間は

対象となる期間から2年間

◆対象となる期間は

令和4年2月分から令和6年6月分

◆減免割合

全額免除

◆申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、申請書、り災証明書の写しまたは国民年金被災状況届(免除申請書、被災状況届の用紙は窓口に備え付けています)

(注1)

【第1号被保険者】：20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業事業者、学生、フリーター、無職の方など

【第2号被保険者】：会社員・公務員など

【第3号被保険者】：第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

介護保険料を 徴収猶予します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、住宅被害のあった方や収入の著しい減少が見込まれる方について、定められた期限内に保険料を納めることが困難と納付相談などで認められた、第1号（65歳以上）被保険者（注2）

（注2）『第1号被保険者』：65歳以上の方

◆猶予される期間は

納期の到来する保険料を対象として、6か月以内で徴収を猶予するものです。

◆申請に必要なもの

申請書、被災証明書（写）、その他の被災状況を確認できる書類

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

（5）水道料金・下水道使用料の減免

水道料金・下水道使用料を 減免します



上下水道部経営課 ☎42-1130
各総合支所市民サービス課

◆水道料金・下水道使用料の減免とは

下記の「対象となる方」の令和4年5月請求分の水道料金・下水道使用料を減免するものです。

◆対象となる方は

発災時に宮城県大崎広域水道から給水を受けている、高清水地区、瀬峰地区の水道・下水道等使用者

◆減免内容は

令和4年5月請求分の水道基本料金・下水道基本使用料を免除します。

◆申請に必要なもの

申請等の手続きは必要ありません。

2. 住まいの確保・再建のための支援

住宅の応急修理を行います



建設部建築住宅課
☎22-1153

◆応急修理とは

住宅が準半壊以上の被害を受けた方で、日常生活に必要な最小限の部分の応急修理を行うことにより、被害を受けた住宅での生活が可能となる場合、市が修理業者に次の金額を上限に依頼します。

◆対象となる方は

以下の条件のすべてに該当する方

1. (1) 住んでいた住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の被害を受けたと判定された方（全壊でも、被害を受けた住宅を、応急修理を行うことで居住が可能である方は含まれる）
(2) 自らの資力では応急修理ができない方
(3) 応急修理が令和4年6月15日までに完了する方
2. 中規模半壊、半壊、準半壊の場合、自らの

資力で応急修理できない方については、市が客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断します。
なお、全壊または大規模半壊の住宅被害を受けた方については、資力の有無を問いません。

◆上限額は

- ・居住する住宅が大規模半壊、中規模半壊または半壊の被害を受けた方
上限額：59万5千円
- ・居住する住宅が準半壊の被害を受けた方
上限額：30万円

◆申請に必要なもの

申請書、り災証明書(写)、被災写真、資力に係る申出書(半壊、準半壊の方)等

◆申請期間は

令和4年6月8日まで

宅地等の災害復旧費用を助成します



建設部建築住宅課
☎22-1153

◆宅地等災害復旧助成とは

被災した宅地の、のり面や擁壁、排水施設等の原形復旧工事を行う所有者へ工事費を補助し、宅地の早期復旧による住宅の安全を図ります。

※ただし、被災証明書が発行され、住宅に直接被害が及ぶ恐れがある場合に限りです。

◆対象となる方は

被災した宅地の、のり面や擁壁等の原形復旧工事を行う、当該被災宅地の所有者で、復旧工事が令和4年9月15日までに完了する方

◆対象となる工事は

1. 宅地に流出入した土砂の撤去及び復旧
2. 被災したのり面の復旧(崩れたのり面の修理)
3. 排水施設の復旧
4. 被災擁壁の撤去・再設置
5. 宅地亀裂等の修復

※ただし、工事費が消費税を除いて5万円以上のものに限りません。

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金 上限額：100万円

◆申請に必要なもの

申請書、被災証明書(写)、復旧費用の見積書の写し、計画図面、被災写真、位置図等

◆申請期間は

令和4年9月8日まで

市営住宅を災害により一時的に 使用した方の使用料を免除します



建設部建築住宅課 ☎22-1153
各総合支所市民サービス課

◆市営住宅を災害により一時的に使用した方 の使用料の免除とは

被災者が市営住宅に一時入居する場合、住宅使用料（家賃）等を入居した日から6か月免除するものです。

◆対象となる方は

災害により住宅が被災し、居住するための住宅に困窮している方で、り災証明書により居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、または準半壊と判定された方

◆減免割合は

住宅使用料（家賃）等を免除します。

◆申請に必要なもの

申請書、誓約書、り災証明書（写）

◆申請期間は

令和4年6月15日まで

住宅の補修費等を助成します



建設部建築住宅課
☎22-1153

◆被災住宅補修助成とは

住宅の復旧にかかる工事に要した費用の一部を補助するものです。

◆対象となる方は

災害により住宅が被災し、り災証明書により居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と判定された方で、工事が令和4年7月15日までに完了する方

※住宅の応急修理制度対象工事範囲を除く

◆対象となる工事は

被災住宅の補修工事（補修に伴う撤去費を含む）

◆補助の内容は

1. 補助率 対象工事費から保険等の補償額を差し引いた費用が10万円以上のもの
費用の5分の1以内
2. 補助金 上限額：20万円

◆申請に必要なもの

申請書、り災証明書（写）、工事見積書の写し、工事前の被災写真等

◆申請期間は

令和4年7月8日まで

被災住家で発生した災害ごみの 処理手数料を免除します



市民生活部環境課 ☎22-3350
各総合支所市民サービス課

◆被災住家で発生した災害ごみの 処理手数料免除とは

下記の対象となる方が、栗原市クリーンセンターに災害ごみを直接搬入した場合、処理手数料を免除します。

※ただし、栗原市クリーンセンターまでの収集運搬費は自己負担となります。

◆対象となる方は

災害により住家が被災し、り災証明書の交付を受けた方で、栗原市クリーンセンターに直接搬入する方

◆対象となるごみの種類は

栗原市クリーンセンターで処理できるもの
燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ

◆対象外のごみは

タイヤ、がれき、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの家電4品目、パソコンなど、栗原市クリーンセンターで処理できないもの

◆受付期間は

令和4年5月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※ただし、5月8日（日）は搬入可能です。

◆受付時間は

- ・午前8時30分から午前11時30分まで
- ・午後1時から午後4時30分まで

◆受付場所は

栗原市クリーンセンター

※減免申請書は、環境課及び各総合支所市民サービス課窓口
に備えています。

支援制度 連絡先一覧 (市役所)

◆ 栗原市役所 本庁舎

(築館薬師一丁目7番1号)

- 税 務 課 ☎22-1121 (1階)
- 社会福祉課 ☎22-1340 (1階)
- 介護福祉課 ☎22-1350 (1階)
- 環 境 課 ☎22-3350 (1階)
- 建築住宅課 ☎22-1153 (3階)

◆ 栗原市役所 金成庁舎

(金成沢辺町沖200番地)

- 教育総務課 ☎42-3511 (2階)
- 経 営 課 ☎42-1130 (2階)
(上下水道部)

◆ 栗原市役所 築館総合支所

(築館伊豆二丁目6番1号)

- 市 民 課 ☎22-3211 (1階)

◆ 各総合支所 市民サービス課

- 築 館 ☎22-1111
- 若 柳 ☎32-2121
- 栗 駒 ☎45-2111
- 高 清 水 ☎58-2111
- 一 迫 ☎52-2111
- 瀬 峰 ☎38-2111
- 鶯 沢 ☎55-2111
- 金 成 ☎42-1111
- 志 波 姫 ☎25-3111
- 花 山 ☎56-2111

◆ 栗原市社会福祉協議会

(築館薬師三丁目6番2号)

- 地域福祉課 ☎23-8087



支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■ 栗原市ウェブサイト <https://www.kuriharacity.jp/>